

東海村水道事業公告第2号

東海村水道料金徴収等業務に関して、公募により企業提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型企画提案競技）を実施する。

令和4年12月1日

東海村水道事業 東海村長 山田 修

1 業務の概要

(1) 業務名称 東海村水道料金徴収等業務

(2) 業務の目的 東海村水道事業では、近年の人員適正化により、少ない職員数で効率的な事業運営を行いつつも、お客さまサービスの水準維持はもとより、今後ますます高度化・複雑化していくお客さまや社会のニーズへの対応力が求められている。

本業務は、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することにより、水道事業のサービス水準の維持・向上と、より一層の業務の効率化に加え、事業の基盤となる料金徴収等の業務における更なる体制強化のため、村と民間事業者との協働作業を推進し、検針業務、調定業務、収納業務、受付業務、滞納整理業務及びその他の業務を一括して委託し、安定した歳入を実現することにより、もって安全で安定した水道事業の運営を持続的に行うことを目的とするものである。

(3) 業務概要

ア 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、水道の開栓から検針、収納業務を中心とした水道料金全般に関する業務であり、次に示す業務である。

- ① 受付業務
- ② 検針業務
- ③ 検算業務
- ④ 精算業務
- ⑤ 料金調定業務
- ⑥ 開栓・閉栓業務
- ⑦ 収納業務
- ⑧ 滞納整理業務

- ⑨ 給水停止業務
- ⑩ 検定満期に伴う量水器交換に関する補助業務
- ⑪ 水道施設台帳写しの発行に関する補助業務
- ⑫ その他

イ 業務執行場所及び区域

執行場所 東海村水道課内

執行区域 東海村水道事業の給水区域全域（滞納整理はこの限りではない）

ウ 委託方式

本業務は、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託に該当しない委託である。

(4) 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 委託の上限価格 94,200,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

2 参加者の募集

(1) 募集方法 募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型企画提案競技を実施し、東海村ホームページ及び東海村庁舎掲示板により公募する。

募集要領等は東海村ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(2) 参加資格等

ア 参加者の構成等

参加者は単独企業とする。なお、一部業務の再委託については村の了承を得た上で認める。

イ 参加資格要件

参加者は、以下の各項の要件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 東海村暴力団排除条例（平成 24 年東海村条例第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者でないこと。
- ④ 「東海村入札参加有資格者名簿」に記載があること。また、公告の日において、東海村から指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- ⑤ 茨城県内に本店、支店又は営業所を有して事業を営んでいること。
- ⑥ 3 年以上前から正社員であり、かつ、東海村または他の自治体の水道料金徴収等業務において元請として 3 年以上の実務経験を有する（または同経験同社員から 3 年以上の教育を受けている）業務責任者を配置できること。
- ⑦ 業務開始当初において、現（前）受託事業者のうち業務継続を希望する業務従事者の雇用が可能であること。

- ⑧ 常時雇用関係にある4名以上の業務従事者（うち2名以上は正社員であること、うち2名以上は1年以上の実務経験を有すること、また、うち1名以上は給水装置工事主任技術者資格を有すること）を配置できること。

3 募集に関する手続き等

(1) 募集及び選定等の日程

項目	日程
募集公告及び関係書類の公表	令和4年12月1日
募集実施要領等に関する質問の受付	令和4年12月5日～12月12日
募集実施要領等に関する質問への回答公表	令和4年12月14日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和4年12月16日
参加資格確認結果の通知	令和4年12月21日
企画提案書の受付締切り	令和5年1月6日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年1月中旬
選考結果の通知	令和5年1月下旬
契約締結	令和5年2月上旬
審査結果及び審査講評の公表	令和5年2月中旬

(2) 募集実施要領等に関する質問の提出

- ア 提出期間 令和4年12月5日（月）から令和4年12月12日（月）17時まで
- イ 提出方法 募集実施要領等に関する質問書に必要事項を記入し、電子メールにより「5 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。

(3) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- ア 提出期間 令和4年12月5日（月）から令和4年12月16日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く9時から17時まで。但し、12時から13時までは除く。）
- イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。
- ウ 提出書類 募集実施要領を参照のこと。

(5) 企画提案書類の提出

- ア 提出期間 令和4年12月22日（木）から令和5年1月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く9時から17時まで。但し、12時から13時までは除く。）
- イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。
- ウ 提出書類 募集実施要領を参照のこと。

4 受託者の決定等

- (1) 委員会の設置 村は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「東海村水道料金徴収等業務受託候補者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置している。審査委員会の委員は、村の職員により構成している。

(2) **プレゼンテーション及びヒアリングの実施** 審査委員会及び村は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

(3) **受託候補者及び受託者の決定** 審査委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、審査委員会及び村の審査により受託候補者を選定する。審査は、参加資格の確認及び企画提案書等の審査により実施する。当該受託候補者の選定結果を踏まえ、村は受託候補者を決定し、契約交渉を行った後に受託者を決定する。審査の詳細については、提案評価基準を参照のこと。

5 本業務に関する問合せ先

東海村建設部水道課 担当：瀬谷，藤咲

所在地 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

電話 029-282-1711

F A X 029-283-2373

電子メール suidou@vill.tokai.ibaraki.jp